

中部地方整備局
建設部 建設産業課

建設分野における外国人材の受け入れ

令和2年2月14日(金)
第2回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会

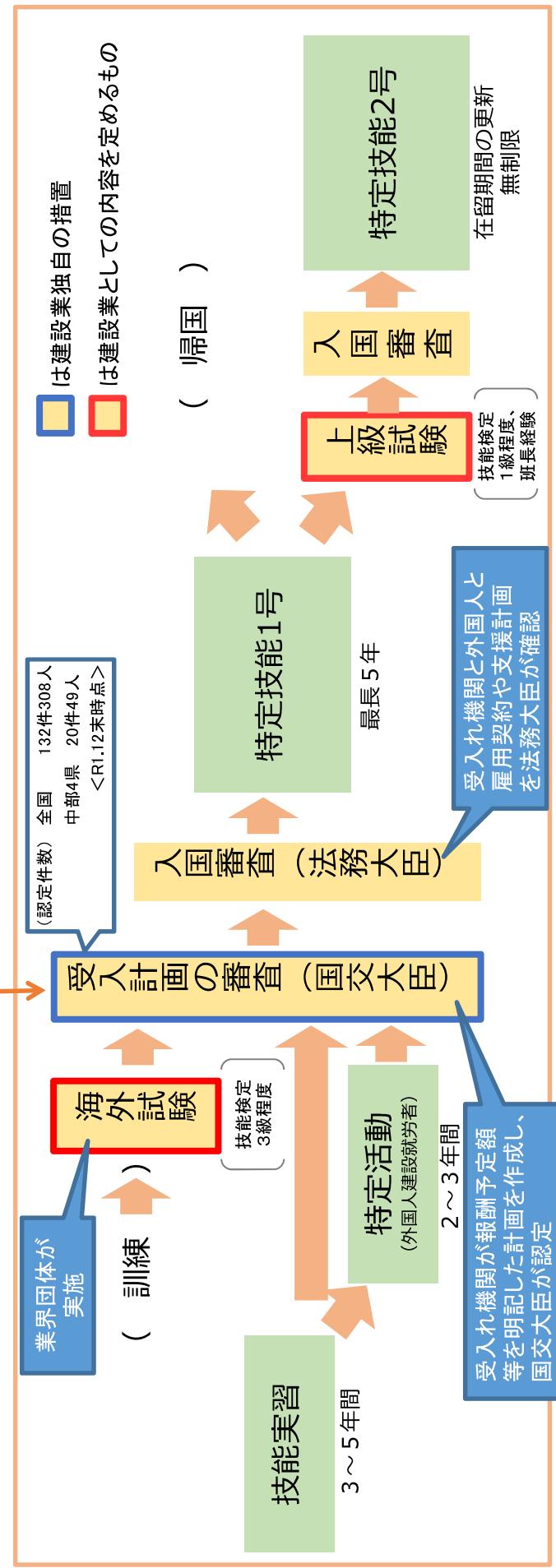
建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準



国土交通省

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業（は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定）を受けることを求めることを規定する（具体的な基準（は入管省告示）に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する
 - ・特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・特定技能外国人の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ・国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ



運用要領（ガイドライン）の改訂について

令和元年11月6日、制度運用後に生じた課題への対応を行うため、「建設分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」（ガイドライン）等を改訂。

＜主な変更点＞

特定技能外国人が従事する業務について

- 特定技能外国人に対し安全衛生教育を実施する際、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど、その内容を確実に理解できる方法で行うことを追記。

建設特定技能受入計画の認定について

- 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の観点から、報酬額が低いと判断される場合には引き上げるよう指導することを追記。

- 天候によるものも含め、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払う必要がある旨明記。

- 特定の危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、当該特定技能外国人に健康上のリスクとその予防方策を説明し、理解・納得を得なければならないことを追記。

- 国土交通大臣が指定する1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修に關し、適正就労監理機関が実施する講習について追記。また、特定技能所属機関は受入れ後概ね3カ月以内に当該講習を受講させることが必要であることを追記。

建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用
※2020.1.1(人数枠の設定は
2022.4.1)より適用

※2020.1.1(人数枠の設定は
公布日)より適用

	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入れに関する計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 適正監理計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、 日本人と同等以上の報酬を 安定的に支払うこと（月給制）、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、 日本人と同等以上の報酬を 安定的に支払うこと（月給制）、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、 日本人と同等以上の報酬を、 安定的に支払い（月給制）、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 外国人建設就労者に對し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明すること 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと（優良実習実施者である場合を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良実習実施者である場合を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限（2020年度末まで）及び当該事業による外国人の在留期限（2022年度末まで）については、変更無し。